

**サービス付き高齢者向け住宅の業務における注意事項
(登録完了前における名称使用)**

事業を行う上での注意事項の概要です。詳細は関係法令にてご確認願います。

項目	概要	根拠法令
名称の 使用制限	<p>何人も、登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、 登録サービス付き高齢者向け住宅 又は これに類似する名称 を用いてはならない。</p> <p>新法第14条は、登録住宅以外の賃貸住宅又は有料老人ホームについて、登録サービス付き高齢者向け住宅又はこれに類似する名称を用いてはならないこととしている。</p> <p>例えば、</p> <p>①「登録」と類似する語により、入居を希望する高齢者に一定の基準を満たすと誤認されるおそれがある名称 (例：適合サービス付き高齢者向け住宅、認定サービス付き高齢者向け住宅、認可サービス付き高齢者向け住宅)</p> <p>②「登録」の語を冠し、入居を希望する高齢者に「登録サービス付き高齢者向け住宅」と誤認されるおそれがある名称 (例：登録サービス付き高齢者住宅、登録サービス付き住宅)</p> <p>については、「類似する名称」に該当するおそれがあるので留意されたい。</p>	<p>法第14条</p> <p>231007 施行通知</p>

(根拠法令)

法	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律</p> <p>平成13年4月6日 法律第26号</p>
施行通知	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について</p> <p>平成23年10月7日老発1007第1号国住心第37号</p>